

# 駄可笑屋敷プロジェクト 会則

## 第1条（名称）

本会は「駄可笑屋敷プロジェクト」と称する。

## 第2条（目的）

本会は、活動理念を『こどもたちに多様な価値観と経験を届ける』とし、方南地域のこどもたちが、地域住人・大学生とのコミュニケーション・交流・イベントを通して、新たな価値観や経験を得ることを目的とする。

## 第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒168-0062 東京都杉並区方南2-12-27

## 第4条（会員）

本会が設ける「ボランティア規則」及び「プライバシーポリシー」に同意することを参加の条件とする。

## 第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 3名

会計 1名

## 第6条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、任期の更新は妨げられないものとする。

## 第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条（運営）

年末年始や改装などの特別な場合を除き、週4回以上開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

## **第9条（会費）**

本会は会費を設けない。

## **第10条（規約改正）**

この規約は、役員全員の同意をもって改正することができる。

## **附則**

この規約は2023（令和5年）年05月27日から適用する。